

別表第2（第6条関係）

徴収基準額表

本人の属する世帯の階層区分			徴収基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。） および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯		1,100円	110円	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税課税均等割の額のみ課税世帯		2,250円	230円	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1階層	2,900円	290円
		3,001～ 5,800円	D2階層	3,450円	350円
		5,801～ 8,700円	D3階層	3,800円	380円
		8,701～ 13,000円	D4階層	4,250円	430円
		13,001～ 17,400円	D5階層	4,700円	470円
		17,401～ 22,400円	D6階層	5,500円	550円
		22,401～ 28,200円	D7階層	6,250円	630円
		28,201～ 58,400円	D8階層	8,100円	810円
		58,401～ 75,000円	D9階層	9,350円	940円
		75,001～ 96,600円	D10階層	11,550円	1,160円
		96,601～ 121,800円	D11階層	13,750円	1,380円
		121,801～ 175,500円	D12階層	17,850円	1,790円
		175,501～ 221,100円	D13階層	22,000円	2,200円
		221,101～ 380,800円	D14階層	26,150円	2,620円
		380,801～ 549,000円	D15階層	40,350円	4,040円
		549,001～ 579,000円	D16階層	42,500円	4,250円
		579,001～ 700,900円	D17階層	51,450円	5,150円
		700,901～ 849,000円	D18階層	61,250円	6,130円
		849,001～1,041,000円	D19階層	71,900円	7,190円
		1,041,001円以上	D20階層	全 額	左の徴収基準月額 の10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は区市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その区市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指し、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼のため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）及びそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、以下に掲げるものである。

(ア) 所得税法（昭和40年法律第33号）

(イ) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

(ウ) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

(エ) 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された、地方税法により賦課される区市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

・生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、区市町村民税については、当該年度の区市町村民税の課税（地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の区市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の区市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

この表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 この表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、区市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。